

## 第1章 計画策定にあたって

策定の趣旨、計画の期間、計画の位置づけ、他計画との関係など計画の基本的な事項を記載しています。

### 第1節 計画策定の趣旨

本市においては、平成27年度より子ども・子育て支援事業計画「子育て応援 しもつけっ子プラン ～みんな笑顔で 地域の宝を育てるために～」を策定し、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境の整備を推進してきましたが、安心して子どもを育てることができる環境をより一層、充実・強化していく必要があります。

これまで以上に、安心して子どもを育てることができる環境を充実させるために、保護者のニーズを的確に把握し、適切な子育て支援事業の確保を行うことを目的として、子ども・子育て支援事業計画「第二期 子育て応援 しもつけっ子プラン」を策定します。

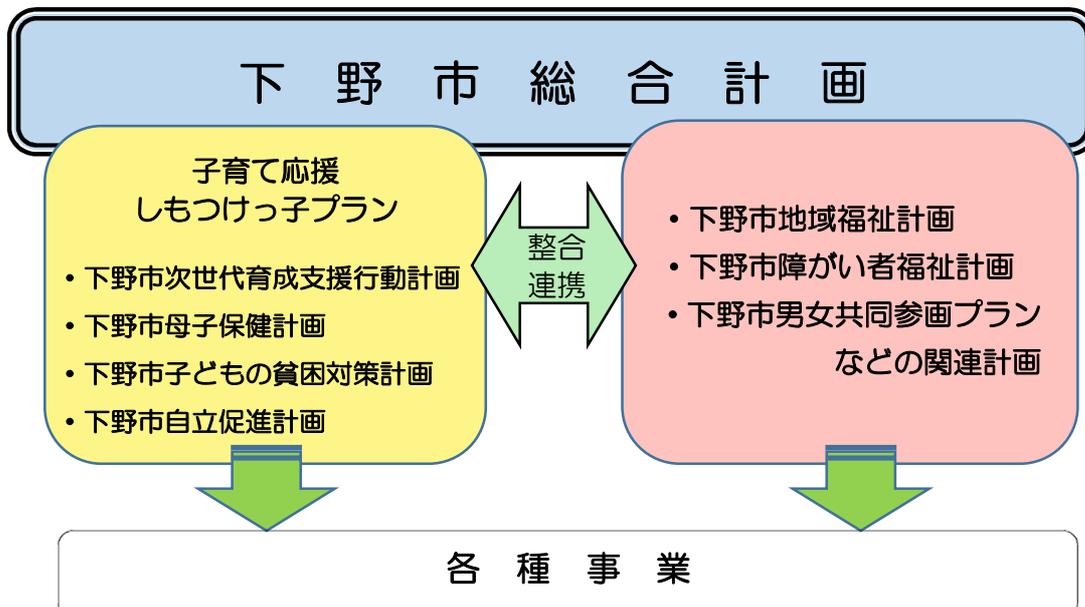
### 第2節 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

なお、国や栃木県の行政施策の動向等、社会経済情勢の変化を見極めながら、必要に応じて計画の見直しを行います。

### 第3節 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として位置づけ、次の4つの計画と兼ね、また、上位計画である「下野市総合計画」を初め、関連する他計画との整合、連携を図ります。



## 第4節 SDGsとの関係

「SDGs（エスディーゼーズ）」は17のグローバル目標と169のターゲット（達成基準）で構成されており、本計画上で記載する各節の任意記載事項についてSDGsのどの分野の目標に該当するのかアイコンで表示しています。

---

## 第2章 下野市の子ども・子育てを取り巻く現状

---

人口動態の現状、教育・保育事業等の実施状況、アンケート調査結果の概要を記載しています。

### 第1節 人口動態の現状

下野市の子ども人口の推移と推計、出生、婚姻、女性の就労状況等を記載しています。

### 第2節 教育・保育事業等の実施状況

下野市での教育・保育事業の就園率、認可外保育施設の状況、放課後児童クラブの状況、子育て支援事業の実施状況を記載しています。

### 第3節 アンケート調査結果の概要

本計画の策定に当たり、子育て中の保護者の生活実態や意見・要望などを把握するため実施したアンケート調査（子育て応援ニーズ調査）について、主な結果を示しています。

---

## 第3章 計画の基本理念及び施策の展開

---

### 第1節 子ども・子育ての基本理念

子どもたち一人ひとりの健やかな育ちのために、子育てをきめ細やかに支援していくことは、地域全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

人づくりはまちづくり。子どもも大人も「このまちに住んでよかった、ここが我がふるさと」と思える下野市を目指します。

子どもたちが未来に向かって健やかに育つまちづくり

## 第2節 基本的視点

本計画の基本理念を具体的に推進していくため、以下の基本的な視点に基づき、各種施策や事業に取り組みます。

- 視点1** すべての子どもの幸せと成長
- 視点2** 安心できる子育て環境
- 視点3** 協働による子育てしやすいまちづくり

## 第3節 施策の体系

### 必須記載事項

子ども・子育て支援給付

地域子ども・子育て支援事業

### 任意記載事項

#### —基本施策と施策の方向—

#### 1. 子どもを健やかに産み育てる環境整備

- (1) 妊娠・出産への支援
- (2) 子どもや保護者の健康の確保
- (3) 育児不安の軽減と虐待防止への支援

#### 2. 心身ともに健やかな子どもの育ちを支える取り組みの推進

- (1) 思春期の心身の健康づくり
- (2) 豊かな子どもをはぐくむ地域力の向上
- (3) 親育ちへの支援

#### 3. 子育て家庭を応援する体制の充実

- (1) 教育・保育及び子育て支援事業の充実
- (2) 子育てに関する情報・相談・交流の充実
- (3) ワーク・ライフ・バランスの啓発

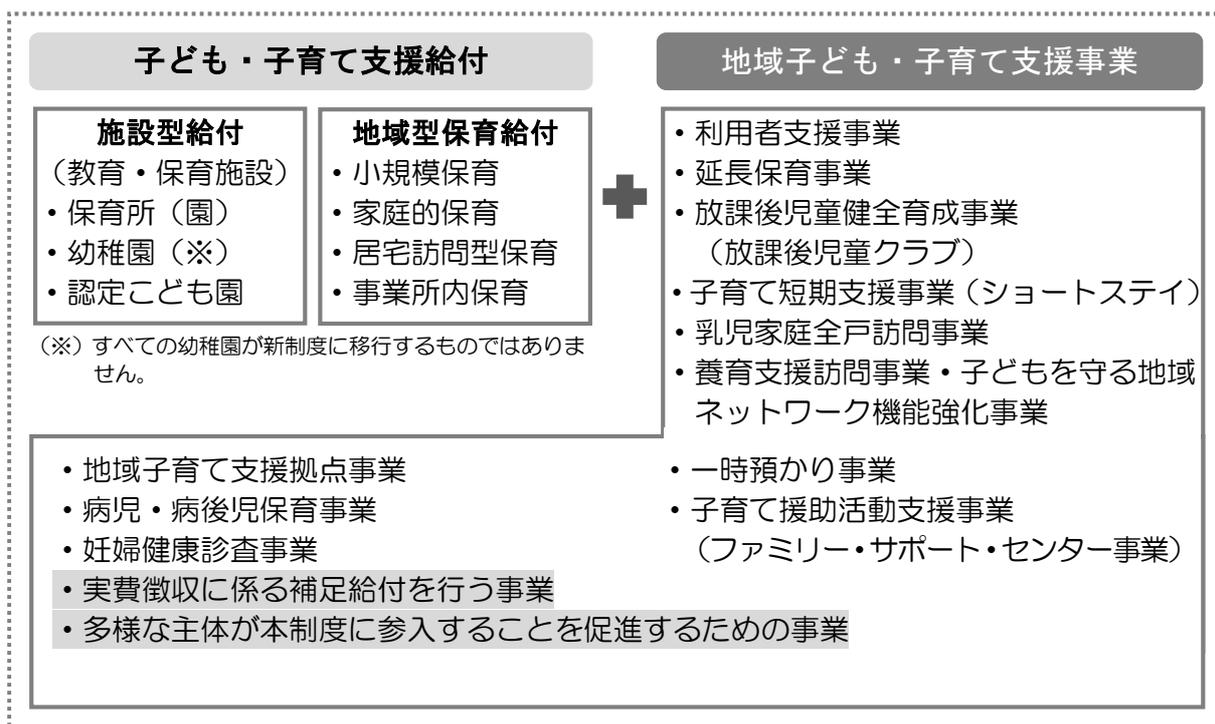
#### 4. 社会的養護を必要とする家庭への支援

- (1) ひとり親家庭への支援
- (2) 障がい児を養育する家庭への支援
- (3) 子どもの貧困に対する支援

## 第4章 子ども・子育て支援事業【必須記載事項】

子ども・子育て支援法に規定する、本計画において必ず記載すべき事項について、その量の見込みと確保方策について定めています。

### 第1節 子ども・子育て支援事業とは



### 第2節 教育保育の提供区域の設定

国の基本指針では、上記の「量の見込み」と「確保の内容」を設定する単位として、各自治体において「教育・保育の提供区域(以下「提供区域」)」を定めることとなっていますが、本市では、需要量と供給量について現在の施設定員で十分な対応が可能であることから、市域全域を1つの提供区域として設定することとします。

### 第3節 学校教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期

子ども・子育て支援給付における施設型給付や地域型保育給付について、教育・保育事業における量の見込み及び提供体制の確保の内容及び実施時期について、記載しています。

### 第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期

地域子ども・子育て支援事業における13事業について、それぞれ量の見込み及び提供体制の確保の内容及び実施時期について、記載しています。

---

## 第5章 基本施策の展開【任意記載事項】

---

第3章第3節において記載した任意記載事項の基本施策と施策の方向から、施策の方向ごとに施策の展開を定め、その主な取り組みを記載しています。

---

## 第6章 推進体制

---

### 第1節 計画の推進に向けて

子育て家庭を地域全体で支援するにあたっては、広報紙やホームページ等を通じて周知啓発を行い、子どもを産み育てやすく、子どもが健やかに育つ環境づくりを推進します。

各種施策及び本計画の推進については、庁内関係部署・課と関連機関や組織・団体等との連携強化を進めるとともに、子ども・子育て会議において計画の進捗について確認する機会を毎年度設けるなど、総合的かつ計画的に取り組み、計画・実行・点検（評価）・見直しのPDCAサイクルを活用し、実効性のある取り組みの推進を図ります。

### 第2節 関係機関等との連携と役割

計画では、市民、地域の各種団体、市との連携・協働により、地域に密着した取り組みを積極的に推進します。

- (1) 家庭の役割
- (2) 教育・保育施設の役割
- (3) 地域の役割
- (4) 行政の役割
- (5) 企業等の役割